

調査結果の概要

【調査の概要】

1 調査対象	(1) 事業所調査	都内の常用従業者規模 30 人以上の 3,000 事業所
	(2) 従業員調査	事業所調査の結果から協力を得られた 事業所の契約社員及び無期転換社員計 2,000 人
2 調査時点・方法	(1) 事業所調査	令和元年度 10 月 1 日現在。郵送配布・郵送回収
	(2) 従業員調査	令和元年度 10 月 1 日現在。事業所を通じて配布・郵送回収
3 回収状況	(1) 事業所調査	回収数 723 回収率 24.1%
	(2) 従業員調査	回収数 410 回収率 20.5%

1 「無期転換ルール」について

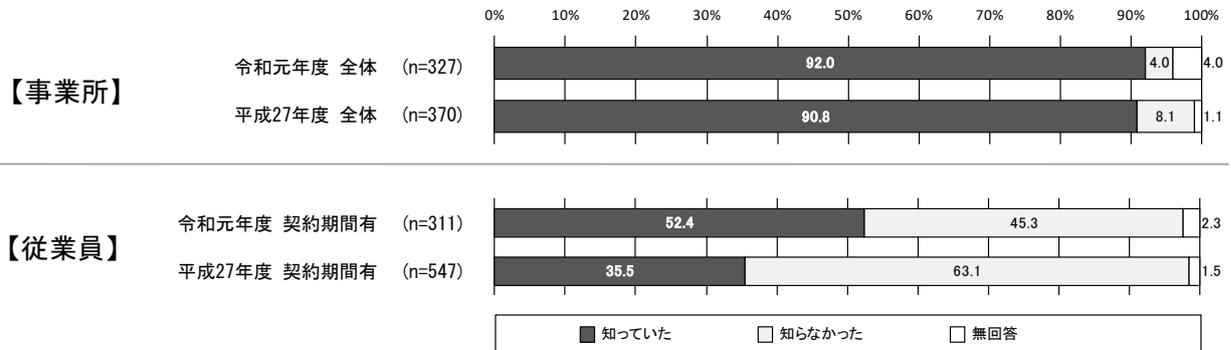
(1) 「無期転換ルール」の認知度

契約社員の認知度は、前回調査から 16.9 ポイント増加して 52.4%となった。

(報告書 160 ページ)

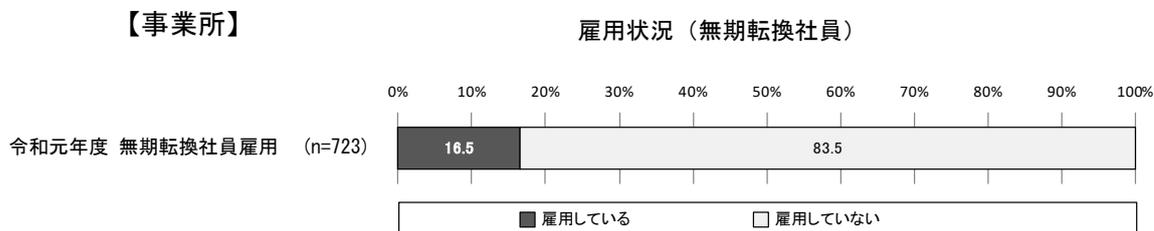
一方、事業所の認知度は 92.0%となっている。(報告書 52 ページ)

無期転換ルールの認知度



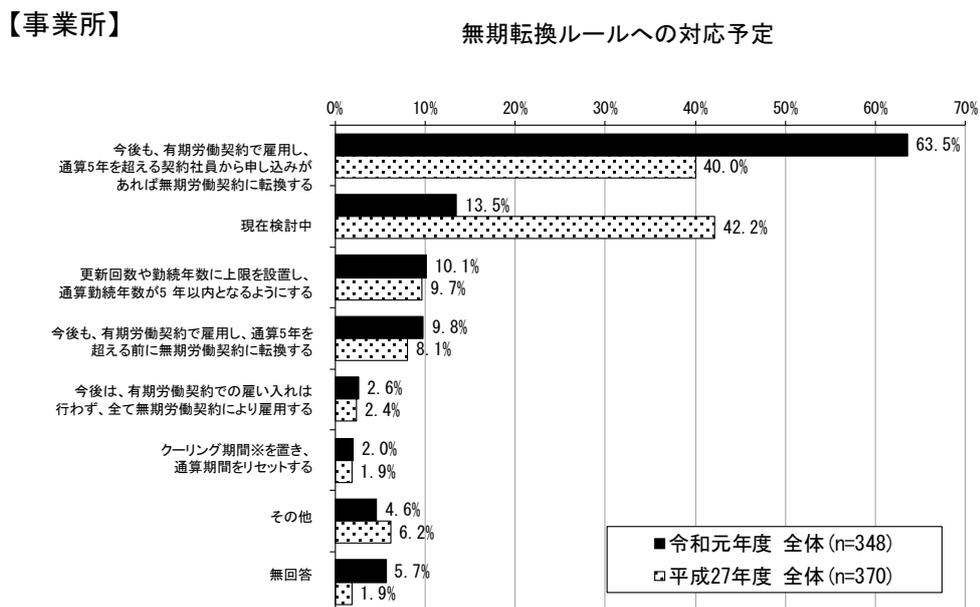
(2) 「無期転換ルール」への事業所の対応状況

- ① 無期転換申込権を行使した契約社員（無期転換社員）を雇用している事業所の割合は、16.5%となっている。（報告書 67 ページ）



- ② 事業所の「無期転換ルール」への対応予定については、「今後も、有期労働契約で雇用し、通算5年を超える契約社員から申し込みがあれば無期労働契約に転換する」が23.5ポイント増加し、63.5%と最も多い。（報告書 53 ページ）

○ 一方、前回トップの「現在検討中」は28.7ポイント減少して13.5%となっている。



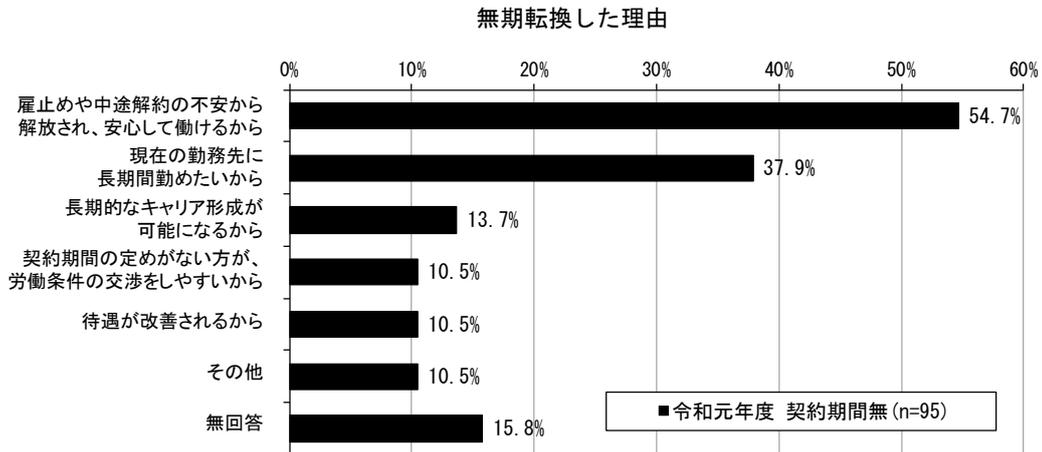
※有期労働契約と次の有期労働契約の間に厚生労働省令で定める空白期間があれば、それ以前の有期労働契約が通算されない。

(3) 契約社員の「無期転換ルール」に対する意識

① 無期転換した理由については、「雇止めや中途解約の不安から解放され、安心して働けるから」が54.7%で最も多くなっている。(報告書163ページ)

○ 以下、「現在の勤務先に長期間勤めたいから」が37.9%、「長期的なキャリア形成が可能になるから」が13.7%と続いている。

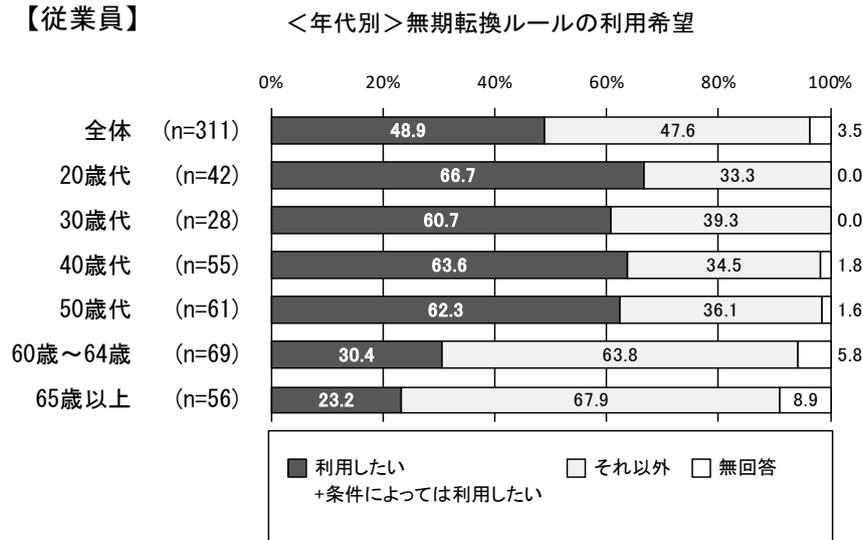
【従業員】



② 無期転換を希望する（「条件によっては希望する」を含めた場合）契約社員は、20代から50代でいずれも60%を超えている。(報告書161ページ)

○ 無期転換ルールを「利用したい」または「条件によっては利用したい」と回答した割合は、「20歳代」が66.7%、以下、「40歳代」が63.6%、「50歳代」が62.3%と続いている。

【従業員】

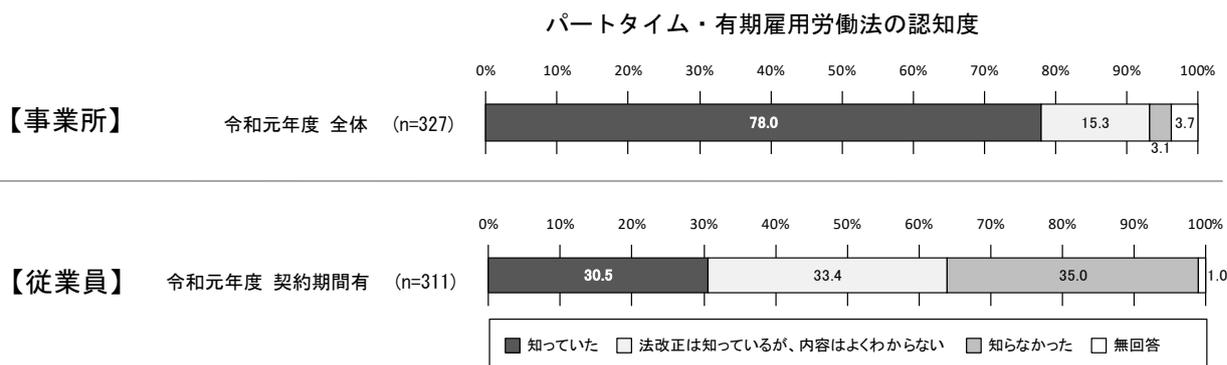


2 「同一労働同一賃金」について

(1) 「パートタイム・有期雇用労働法」の認知度

同一労働同一賃金を定めた「パートタイム・有期雇用労働法」について、契約社員の認知度は30.5%。一方、事業所の認知度は78.0%となっており、大きな差がある。

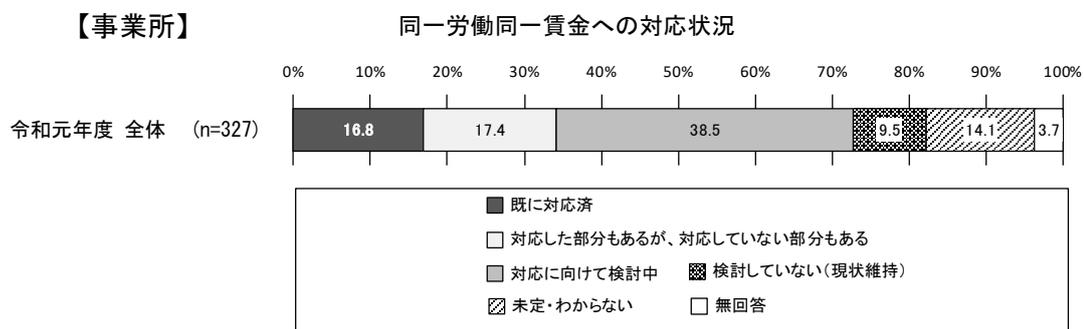
(報告書32ページ、141ページ)



(2) 「同一労働同一賃金」への事業所の対応状況

「同一労働同一賃金」につき、何らかの対応を行った事業所や対応を検討中の事業所の割合は、72.7%。

一方、「検討していない(現状維持)」が9.5%、「未定・わからない」が14.1%と、約4社に1社が「同一労働同一賃金」へ対応していない。(報告書32ページ)



(3) 正社員との待遇差についての認識

① 基本給について

事業所は「バランスの取れた待遇であるため、見直さない」が38.5%と最も多い。

(報告書 36 ページ)

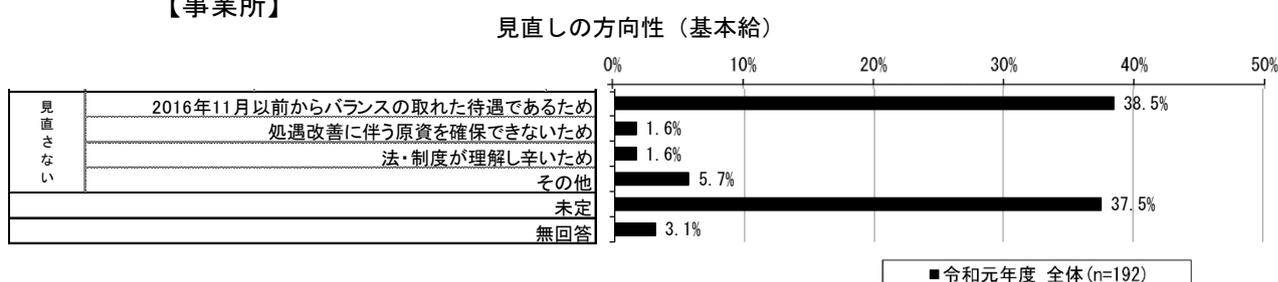
一方、契約社員は30.9%が「不合理な相違があると感じる」と回答している。

(報告書 144 ページ)

○事業所調査では、待遇差の見直しの方角性について、「2016年11月以前※からバランスの取れた待遇であるため、見直さない」が38.5%で最も多く、以下、「未定」が37.5%、「その他」が5.7%と続いている。

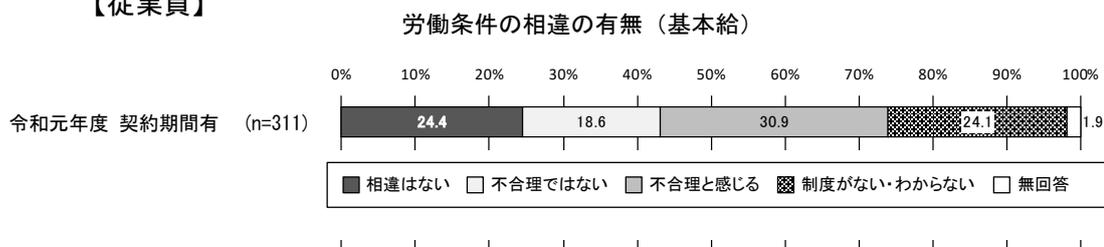
※2016年12月「同一労働同一賃金ガイドライン案」公表

【事業所】



○従業員調査では、契約社員と正社員の基本給の相違について、「相違はない」が24.4%、「不合理ではない」が18.6%であるものの、「不合理と感じる」が30.9%となっている。

【従業員】



② 賞与について

事業所は「バランスの取れた待遇であるため、見直さない」が34.2%となっている。

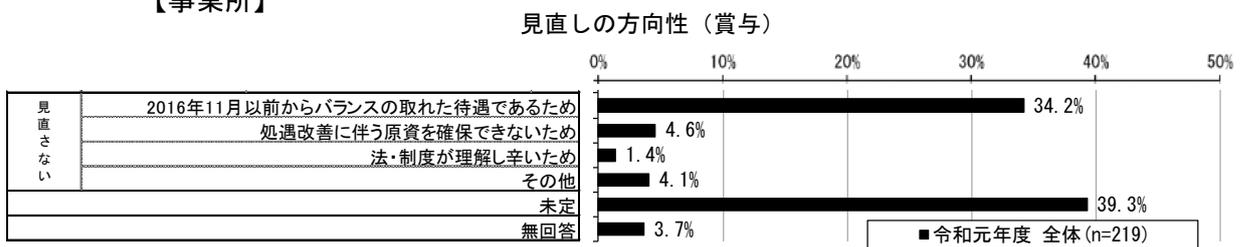
(報告書 37 ページ)

一方、契約社員は37.3%が「不合理な相違があると感じる」と回答している。

(報告書 145 ページ)

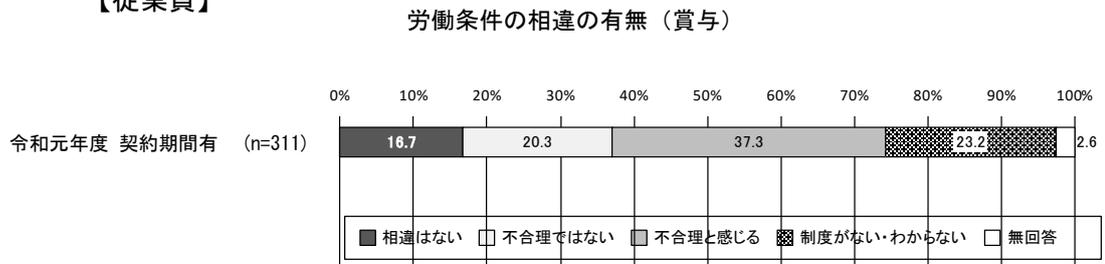
○事業所調査では、待遇差の見直しの方向性について、「未定」が39.3%で最も多く、以下、「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため、見直さない」が34.2%、「処遇改善に伴う原資が確保できないため、見直さない」が4.6%と続いている。

【事業所】



○従業員調査では、契約社員と正社員の賞与の相違について、「相違はない」が16.7%、「不合理ではない」が20.3%であるものの、「不合理と感じる」が37.3%となっている。

【従業員】



③ 退職金について

事業所は「バランスの取れた待遇であるため、見直さない」が29.2%となっている。

(報告書 38 ページ)

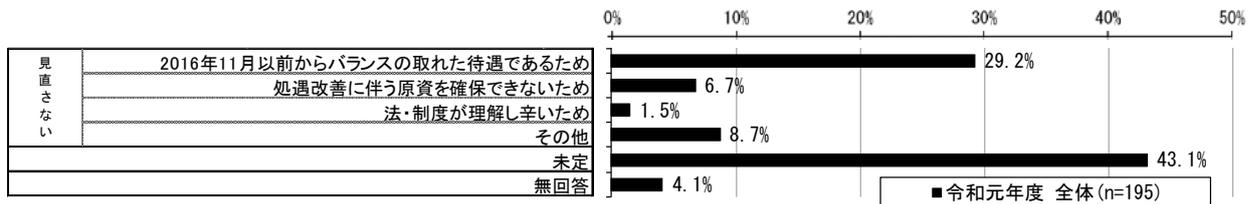
一方、契約社員は36.7%が「不合理な相違があると感じる」と回答している。

(報告書 146 ページ)

○事業所調査では、待遇差の見直しの方向性について、「未定」が43.1%で最も多く、以下、「2016年11月以前からバランスの取れた待遇であるため、見直さない」が29.2%、「その他」が8.7%と続いている。

【事業所】

見直しの方向性（退職金）



○従業員調査では、契約社員と正社員の退職金の相違について、「相違はない」が10.0%、「不合理ではない」が12.9%であるものの、「不合理と感じる」が36.7%となっている。

【従業員】

労働条件の相違の有無（退職金）

